

各種イベントなどを主催する皆さま方へ

各種イベントなどを開催する際、次の内容に該当する場合は、嶺北消防組合火災予防条例第45条に基づき届出書を提出する必要があります。

届出対象

- (1) 「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」を行う場合
- (2) 「煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け」を行う場合
- (3) 「劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催」を行う場合
- (4) 「消防隊の通行その他消防活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事又は露天の開設」を行う場合
※露天とは、野外で行われる青空市場やフリーマーケット等をいう
- (5) 「祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）」を行う場合
※多数の者の集合する催しとは
対象：大規模な区（連合区等）単位の催し
：公民館単位の催し（コミュニティセンター等、複数区で構成するもの）
対象外：近親者によるバーベキュー等
：区民館（集落センター）単位の催し
※露店等とは、屋台、テント式の簡易な店舗、キッチンカー等をいう

留意事項

- (1) 火気を使用する露店を開設する場合やガソリンなどの危険物を貯蔵・取扱う場合は、消防職員が現地におもむいて火災予防上の検査を実施します。
- (2) 火気を使用する露店やガソリンなどの危険物を貯蔵・取扱う場合には、必ず消火器を設置してください。
- (3) [露店を開設する皆さま方へ](#) を参照ください。

※詳しくは、下表に記載の最寄りの消防署までお問い合わせください。

消 防 署	連 絡 先	所 在 地
嶺北消防署（春江町、坂井町）	TEL 51-0911	坂井市春江町随応寺17号10番地
嶺北あわら消防署（あわら市）	TEL 73-0119	あわら市花乃杜五丁目2番3号
嶺北丸岡消防署（丸岡町）	TEL 66-0119	坂井市丸岡町愛宕1番1号
嶺北三国消防署（三国町）	TEL 82-6119	坂井市三国町中央一丁目1番36号

露店を開設する皆さま方へ

祭りや花火大会など多くの方が集まるイベント会場で火災が発生すると、大きな被害となるおそれがあります。

火気を使用する際は、次の点に十分注意して出火防止に努めてください。

ガソリンの特徴

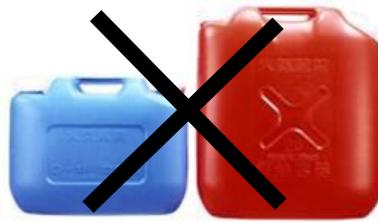
- 引火点が -40°C と低く、極めて引火しやすい。
- 揮発しやすく、その蒸気は空気より重いため、地面などに滞留し広範囲に拡大しやすい。
- 流動などの際に発生した静電気が蓄積しやすい。

ガソリンなど貯蔵・取扱いへの留意事項

- 静電気による着火を防止するために、金属製容器で貯蔵してください。
- ガソリン容器は、火気から離れた直射日光の当たらない風通しの良い場所で保管してください。
- ガソリン容器から蒸気が流出しないように、容器は必ず密栓してください。
特に夏季においてはガソリンの温度が上がって、蒸気圧が高くなる可能性があることに注意してください。
- 取扱いの際には、開口前の圧力調整弁の操作など、ガソリン容器の取扱説明書などに書かれた容器の操作方法に従い、こぼれ・あふれなどが起きないように注意してください。
- ガソリン機器稼働中の給油は絶対に行わないでください。



ガソリンの貯蔵に適した容器の例
(金属製容器)



ガソリンの貯蔵に適さない容器の例
(樹脂製容器は火災危険が高い)

その他の留意事項

- ガスコンロなどの火気使用器具を使用する場合は、消火器を設置してください。
- ガス漏れを防ぐため、ゴムホースなどは器具との接続部分をホースバンドなどで締め付けてください。
- ゴムホースにひび割れなどの劣化がないことを確認してください。
- プロパンガスボンベは、火気から離れた直射日光の当たらない風通しの良い場所に設置し、転倒しないように鎖などで固定してください。